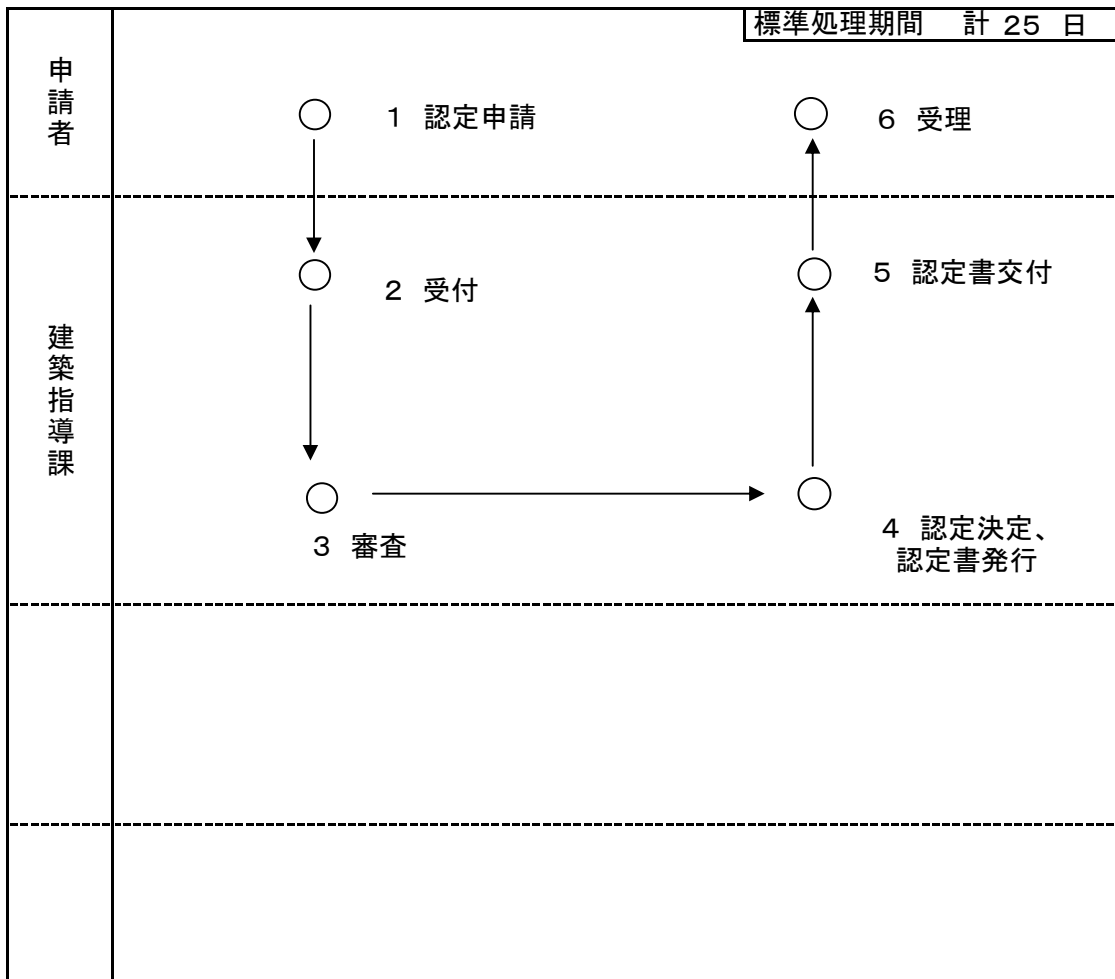


事務処理フロー図

事務名 障害者等に配慮を要する特殊建築物に係る制限の緩和に関する認定

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口(建築指導課、島部は各支庁)に申請書を提出します。
2	受付	提出された認定申請書の形式審査を行い、適正なものは受け付けます。
3	審査	認定することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	認定決定・ 認定書発行	認定を決定し、認定書を発行します。
5	認定書交付	認定書を申請人に対し交付します。
6	受理	